

平成２９年度 鴨川市いじめ問題対策調査会

平成３０年２月２８日（水）

鴨川市役所天津小湊支所２階会議室

１ 開 会

２ 教育長挨拶 月岡 正美 教育長

３ 各委員の紹介

４ 鴨川市いじめ問題対策調査会について（説明：事務局）

５ 議 事

（１）鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の報告（事務局より）

（２）鴨川市が実施するいじめ防止等の対策について（事務局より）

（３）その他

６ 諸 連 絡

７ 閉 会

平成29年度 鴨川市いじめ問題対策調査会 委員名簿

	分野	所 属	氏名（敬称略）	職名等	備考
1	福 祉		武田 由美		
2	福 祉		石塚 則子		
3	医 療		黒野 隆		
4	人 権		嶋津 辰次郎		
5	心 理		富安 哲也		

平成29年度

鴨川市いじめ問題対策調査会

【資料 1】

- | | | |
|---|----------------|----------|
| 1 | 鴨川市いじめ防止対策推進条例 | P 1 ～ 5 |
| 2 | いじめ問題対策調査会規則 | P 6 |
| 3 | 鴨川市いじめ防止基本方針 | P 7 ～ 17 |

鴨川市いじめ防止対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年千葉県条例第31号）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにし、及び市の施策に関する基本的な事項を定め、並びにいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、児童等が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (5) 市立学校 鴨川市立小学校設置条例（平成17年鴨川市条例第75号）第2条に規定する小学校及び鴨川市立中学校設置条例（平成17年鴨川市条例第76号）第2条に規定する中学校をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人及び児童等を現に監護する者をいう。
- (7) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であることを正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として実施されなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、関係機関と連携して、いじめの防止等のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(学校の設置者の役割)

第6条 学校の設置者は、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

2 保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努めるものとする。

3 保護者は、市及び学校が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、それぞれの地域において、児童等に対する見守りを行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、いじめを発見した場合又はその疑いがあると思料する場合には、市、学校その他の関係機関に情報を提供するよう努めるものとする。

(市立学校及びその教職員の役割)

第9条 市立学校及びその教職員は、当該市立学校に在籍する児童等の保護者、地域住民及び関係機関と連携を図りつつ、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校においていじめが発生した場合又はその疑いがある場合には、迅速かつ適切にこれに対処するものとする。

2 市立学校は、いじめの防止等に当たり、その教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行うものとする。

3 市立学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識して、児童等に適切な指導を行うものとする。

(市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針として、本市の実情に応じ、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市は、市いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、法第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）及び千葉県いじめ防止対策推進条例第11条第1項の規定により千葉県が定める県いじめ防止基本方針（以下「県いじめ防止基本方針」という。）を参酌するものとする。

3 市いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項
- (4) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

4 市は、いじめに関する状況の変化を勘案し、及びいじめの防止等のための対策に関する評価を踏まえ、市いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、こ

れを変更するものとする。

- 5 市は、市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(市立学校いじめ防止基本方針)

第11条 市立学校は、法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針として、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針及び市いじめ防止基本方針を参酌し、当該市立学校の実情に応じ、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(相談体制及び情報収集体制の充実)

第12条 市は、児童等、保護者、市立学校の教職員その他のいじめの防止等に関係する者が安心していじめに関する相談を行うことができる体制の充実を図るものとする。

- 2 市は、迅速かつ適切にいじめの防止等のための対策を実施するため、関係機関と相互に連携し、いじめに関する情報の収集を行うことができる体制の充実を図るものとする。

(いじめの防止及び早期発見)

第13条 市は、児童等が自らいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が相互に良好な関係を築くことができる取組その他いじめの防止のための対策を実施するものとする。

- 2 市は、いじめへの対処を迅速かつ適切に行うため、いじめの早期発見のための対策を実施するものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第14条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめへの対処が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 市立学校の教職員の資質の向上を図るための研修の実施
- (2) いじめへの対処に関し助言を行うための人材の確保及び市立学校の求めに応じた当該人材の派遣
- (3) その他いじめへの適切な対処に必要な施策

(啓発)

第15条 市は、いじめが児童等の心身の健全な成長に与える影響、いじめの防止の重要性、いじめに関する相談及び救済の制度等について、広報その他の手段により必要な啓発活動を実施するものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策)

第16条 市は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進のために、関係機関と連携し、必要な教育及び啓発活動その他の施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第17条 市は、いじめの防止等のための対策の実施状況等について、関係機関と連携して調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(鴨川市いじめ問題対策連絡協議会)

第18条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、法第14条第1項の規定により、学校、鴨川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、児童相談所、法務局、

警察その他の関係機関により構成する、鴨川市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（鴨川市いじめ問題対策調査会）

第 19 条 いじめの防止等のための対策を効果的に実施し、及びいじめについて専門的な見地から調査するため、法第 14 条第 3 項の規定により、教育委員会の附属機関として、鴨川市いじめ問題対策調査会（以下「対策調査会」という。）を置く。

- 2 対策調査会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) いじめの防止等に関する調査研究
- (2) 市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議
- (3) 重大事態（法第 28 条第 1 項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が市立学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査

- 3 対策調査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

- 4 委員は、いじめの防止に関し専門的な知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 5 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 6 対策調査会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 7 会長は、対策調査会を代表し、会務を総理する。

- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 9 対策調査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 10 対策調査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 11 対策調査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 12 前各項に定めるもののほか、対策調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（重大事態への対処等）

第 20 条 市は、重大事態が市立学校で発生した場合には、関係機関と連携して、法第 5 章に規定する重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止（以下「重大事態への対処等」という。）を迅速かつ適切に実施するものとする。

（市長の調査）

第 21 条 市長は、法第 30 条第 1 項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処等のために必要があると認めるときは、第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により、第 19 条第 2 項第 3 号の確認並びに調査及び審査の結果について調査を行うものとする。

（守秘義務）

第 22 条 いじめの防止等のための対策に携わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(財政措置)

第 23 条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 水道事業運営委員会の委員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策調査会の委員	10,000 円
---------------	----------

○鴨川市いじめ問題対策調査会規則

平成28年3月31日
鴨川市教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、鴨川市いじめ防止対策推進条例（平成28年鴨川市条例第 号。以下「条例」という。）第19条第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する鴨川市いじめ問題対策調査会（以下「対策調査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員が有すべき専門的な知識)

第2条 条例第19条第4項に規定する委員が有すべき専門的な知識は、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する知識又は教育委員会が必要と認める知識とする。

(除斥)

第3条 対策調査会は、委員が条例第19条第2項第3号に掲げる確認並びに調査及び審査（以下「調査等」という。）の対象となった重大事態について人間関係又は利害関係を有する等当該調査等の公平性又は中立性が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該委員を当該調査等に参加させないものとする。

(庶務)

第4条 対策調査会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、対策調査会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鴨川市いじめ防止基本方針

平成 28 年 10 月

鴨川市・鴨川市教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こり得るものであること、また誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識する必要がある、いじめを許さない人間関係づくりや集団づくりを通して、いじめの防止や早期発見・早期対応の対策を講ずることが大切です。

また、いじめを防止するためには、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者が一体となって課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し「いじめを許さない風土づくり」を進めていく必要があります。

そこで、市は、鴨川市いじめ防止対策推進条例（平成 28 年鴨川市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、鴨川市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定します。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	4
1 いじめの定義	4
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	4
3 市いじめ防止基本方針策定の目的	4
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
市が実施する対策	5
1 組織の設置	5
(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置	5
2 各種施策	5
(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実	5
(2) いじめの防止及び早期発見	5
(3) 人材の確保及び資質の向上	5
(4) 啓発	5
(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	5
(6) 調査研究	6
(7) 財政措置	6
3 いじめへの対応	6
(1) いじめに対する措置	6
(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応	6
市立学校が実施する対策	6
1 市立学校いじめ防止基本方針の策定	6
2 組織の設置	6
3 各種施策	7
(1) いじめの防止	7
(2) いじめの早期発見	7
(3) いじめへの対応	7
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	8
(5) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応	8
保護者の役割	8
市民の役割	8
重大事態への対処	8
1 重大事態の発生と調査	8
(1) 重大事態の意味	8
(2) 重大事態を認知した場合の対応	9
(3) 調査主体	9
(4) 調査について	9

(5) 調査を行うための組織	9
(6) その他の留意事項	9
(7) 情報提供及び調査結果の報告	9
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	10
(1) 再調査	10
(2) 再調査の実施方法	10
(3) 再調査の結果を踏まえた支援等	10
第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項	10
第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	10
1 調査結果等の資料の保存について	10
2 市いじめ防止基本方針の見直しについて	10
3 その他の留意事項	10

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

＊ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）を参照。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめのない環境整備に取り組んでいかなければならない。また、全ての児童生徒が「いじめは絶対に許さない」態度を身につけ、「いじめをしない」「いじめを放置しない」「いじめを見逃さない」勇気を持つなど、一人一人の人権意識と道徳性を高めていくことが必要である。いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の不断の努力でいじめ問題克服を目指さなければならない。

○ 鴨川市いじめ防止対策推進条例

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であることを正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として実施されなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

3 市いじめ防止基本方針策定の目的

市いじめ防止基本方針は、上記基本理念を実現するため、以下の事項を目的とする。

- いじめの防止等のための対策については、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら社会全体で進める。
- 法及び条例により規定されたいじめの防止等のための対策を推進するための基本事項を定めることにより、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためには、市全体で児童生徒の健やかな成長を支え、それぞれの役割を自覚し、実行することが大切である。

市が実施する対策

1 組織の設置

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、鴨川市立小中学校（以下「市立学校」という。）、千葉地方法務局館山支局、君津児童相談所、鴨川警察署、市長及び教育委員会により構成される鴨川市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置

いじめの防止等のための対策を効果的に実施し、及びいじめについて専門的な見地から調査するため、教育委員会の附属機関として、鴨川市いじめ問題対策調査会（以下「対策調査会」という。）を設置する。対策調査会は、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する知識を有する者又は教育委員会が必要と認める者で構成する。

2 各種施策

(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実

いじめの防止、早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援及びいじめを行った者等に対する適切な指導と支援を行うため、スクールカウンセラーの配置等いじめに関する通報や相談体制の充実、学校、保護者、地域住民その他関係機関の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

(2) いじめの防止及び早期発見

ア 市立学校訪問等を通して、生徒指導体制及び道德教育や人権教育等の指導体制が、系統的・機能的に組織されているかを確認し、指導する。また、体験的な活動が全ての学年において効果的・計画的に実施されているか確認し、指導する。

イ 市立学校の生徒指導に関する会議や研修会等に積極的に参加し、具体的な施策等についての指導・支援を行う。

ウ 定期的に生徒指導担当者会議を開催し、市立学校間の情報交換及び研修会を実施する。

エ 定期的ないじめ調査や聞き取り調査等を実施し、交友関係や人間関係、いじめの実態を把握する。

オ 長期欠席児童生徒に対する月例調査を実施することで、不登校などの長期欠席の状況を把握し、児童生徒の欠席の背景を分析する。

カ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないよう、気軽に相談できる体制を市立学校に整えるとともに、相談機関について各家庭に周知させる。

(3) 人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。

(4) 啓発

児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、4月を「いじめ防止啓発月間」とし、広報その他の手段により必要な啓発活動を実施する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、いじめの防止と効果的な対

処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施し、児童生徒や保護者、教職員の意識を高める。

(6) 調査研究

いじめの防止等のための対策の実施状況等について、関係機関と連携して調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努める。

(7) 財政措置

いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

ア 教育委員会は、市立学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

イ 教育委員会は、市立学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

ア いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。

イ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、市立学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を図ることが必要であることを市立学校に指導・助言する。

市立学校が実施する対策

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校は、いじめの防止等のための対策について、当該市立学校の実情に応じ、市立学校いじめ防止基本方針を定める。策定した市立学校いじめ防止基本方針については、市立学校のホームページなどで公開する。

2 組織の設置

市立学校は、複数の教職員によって構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ防止対策組織」という。）を置き、必要に応じて、心理や福祉等の専門的知識を有する者の参加を求める。

また、当該組織は、市立学校いじめ防止基本方針を見直し、市立学校で定めた取組が

計画どおりに進んでいるかどうかの確認や必要に応じた計画の見直しなど、市立学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクル（計画 Plan－実行 Do－評価 Check－改善 Action）で検証する。学校いじめ防止対策組織の役割は、以下のとおりである。

- 市立学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集・共有と記録を行う役割
- いじめを察知した場合に、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

3 各種施策

(1) いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも起こり得るということを踏まえ、市立学校はいじめの防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

さらに、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等を活用し、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- 館山人権擁護委員協議会鴨川部会と連携し、人権教室を開催するとともに、人権ポスター原画コンテストや中学校人権作文コンテストへの積極的な参加を促す。
- 児童会・生徒会を中心に「いじめ撲滅宣言」等への取組を実施する。

* 豊かな人間関係づくり実践プログラム

千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、豊かな人間関係づくり事業の一環で、児童生徒のコミュニケーション能力の育成のために作成したプログラム。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのため、全教職員が連携し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。そして教職員一人一人の資質を高め感性を磨くとともに、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く鋭く保つ必要がある。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を守り通すことを最優先とする。また、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を図ることを目的とした教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について、教職員全

員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

なお、いじめが暴行や傷害犯罪行為にあたると認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気づいた児童生徒に対しては、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導するとともに、安心して伝えられる態勢を整える。また、同調していた児童生徒には、それらの行為はいじめに加担している行為であることを理解させる。

なお、いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き観察を行い、心のケアや指導を継続して行うとともに、全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。

(5) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

インターネットや携帯電話を利用して行われるいじめに対しては、千葉県「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」等からの情報を得るなど、早期発見・早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

保護者の役割

ア 保護者は、保護する児童生徒に対し、日頃からいじめが絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめを行うことがないように必要な指導を行うよう努める。

イ 保護者は、保護する児童生徒がいじめを受けた場合、その児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先する。いじめの認知については、児童生徒が保護者に心配をかけたくない等と考え、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠す場合がある点に十分に留意する。

市民の役割

ア 市民は、いじめの問題を社会全体に関する課題であるにとらえ、学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守りを行い、安心して過ごすことができる風土づくりに努める。

イ 市民は、いじめを発見した場合又はその疑いがあると感じられるときは、市、学校その他の関係機関に情報を提供するように努める。

重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

ア 法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

イ 法第 28 条第 1 項第 2 号の相当の期間については、国いじめ防止基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日間を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

なお、児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえ、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態を認知した場合の対応

いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、市立学校は、学校いじめ防止対策組織を速やかに開くとともに、教育委員会に連絡し、被害者等の安全確保とケアを最優先させた組織的対応を一貫して行う。

さらに、教育委員会と連携・協議をしながら対応を決定する。

重大事態と認められる場合、市立学校は、以下の方法で電話等により速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。

市立学校 → 教育委員会 → 市長

*教育委員会は、県教育委員会に情報提供をする。（南房総教育事務所を経由する）

(3) 調査主体

市立学校から報告を受けた教育委員会は、当該重大事態の調査を行う主体を市立学校にするか、教育委員会にするかの判断を行い、事実関係を明確にするための調査を行う。その際、調査組織の公平性・中立性が確保されるよう配慮する。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、教育委員会において調査を実施する。

(4) 調査について

調査に当たっては、国いじめ防止基本方針の内容により適切に実施し、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、市立学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

この調査は、市立学校と教育委員会が事実と正面から向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

(5) 調査を行うための組織

教育委員会が、重大事態の案件の調査主体を行うときは、対策調査会を活用し、対策調査会長が会議を招集する。

(6) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 情報提供及び調査結果の報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市立学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供に当たっては、市立学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、市立学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告

する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(7)ーイの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものとし、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の実施方法

再調査の実施については、市長が専門的な知識及び経験を有する第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により実施することとする。この場合の第三者とは、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者とし、当該調査の公平性・中立性が確保されるよう配慮する。

(3) 再調査の結果を踏まえた支援等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために、県教育委員会と連携し、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教職員・警察官経験者など外部専門家の派遣等の支援を行う。

第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項

教育委員会は、毎年度、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を対策調査会に提出し、審議を受け、各種施策の改善を進める。

なお、対策調査会の提言等は、ホームページ等を活用し、広く周知させる。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則等に従い適切に取り扱う。

2 市いじめ防止基本方針の見直しについて

市いじめ防止基本方針は、対策調査会によるいじめの防止等のための対策の審議に基づき、必要があると認めるときは、改善のための見直しを実施する。

市いじめ防止基本方針の内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知させる。

3 その他の留意事項

この基本方針に定めのない事項は、国いじめ防止基本方針に準じて、取り扱う。

平成29年度

鴨川市いじめ問題対策調査会

【資料 2 いじめ問題連絡協議会について】

- | | | |
|----|---------------------|-------------|
| 1 | いじめ問題対策連絡協議会次第 | P 1 |
| 2 | 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿 | P 2 |
| 3 | 平成 29 年度いじめ状況調査 | P 3 ～ 5 |
| 4 | 鴨川市立江見小学校 | P 6 |
| 5 | 鴨川市立鴨川小学校 | P 7 |
| 6 | 鴨川市立東条小学校 | P 8 |
| 7 | 鴨川市立西条小学校 | P 9 |
| 8 | 鴨川市立田原小学校 | P 1 0 |
| 9 | 長狭学園（小・中） | P 1 1 ～ 1 2 |
| 10 | 鴨川市立天津小学校 | P 1 3 ～ 1 4 |
| 11 | 鴨川市立小湊小学校 | P 1 5 ～ 1 6 |
| 12 | 鴨川市立鴨川中学校 | P 1 7 ～ 2 0 |
| 13 | 鴨川市立安房東中学校 | P 2 1 ～ 2 2 |

平成29年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会

平成30年1月12日（金）15時～
鴨川市役所天津小湊支所2階会議室

1 開 会

2 教育長挨拶 月岡 正美 教育長

3 各委員の紹介（自己紹介）

4 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会について（説明：事務局）

5 報告及び情報交換

（1）今年度の市内小中学校のいじめの状況について（学校教育課より）

（2）自校のいじめ対策及びいじめ問題等の現状について（各小中学校より）

5 質 疑

（1）いじめ防止等の対策について

（2）その他

6 助 言

（1）千葉地方法務局館山支局より

（2）君津児童相談所より

（3）鴨川警察署生活安全課より

7 諸 連 絡

8 閉 会

【参考資料】

平成29年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 委員名簿

	分 野	所 属	氏 名 (敬称略)	職 名 等
1	関係行政機関	千葉地方法務局館山支局		
2		鴨川警察署生活安全課		
3		君津児童相談所		
4	市の職員	子ども支援課		
5		学校教育課		
6		生涯学習課		
7	学校教職員	鴨川市小中校長会		
8		鴨川市立江見小学校		
9		鴨川市立鴨川小学校		
10		鴨川市立東条小学校		
11		鴨川市立西条小学校		
12		鴨川市立田原小学校		
13		鴨川市立長狭小学校		
14		鴨川市立天津小学校		
15		鴨川市立小湊小学校		
16		鴨川市立鴨川中学校		
17		鴨川市立長狭中学校		
18		鴨川市立安房東中学校		

事務局 学校教育課 福田 和史

平成29年度 いじめ・体罰の状況調査(3学期)

鴨川市立 学校

回答者名

- 1 【いじめの状況調査】3学期中において、いじめが確認された場合は、各学年の該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2	3	4
	いじめが 確認された数	1のうち、問題が解 消し観察中である。	1のうち、現在も継 続指導中である。	備考
1年				
2年				
3年				
4年				
5年				
6年				

(1)いじめが確認された数とは、『いじめを受けていると感じた児童生徒の数』です。

(2)1については、確認されなかった場合は0(ゼロ)を入力してください。

(3)1については、2学期から継続指導中のものも含めて下さい。

(4)2, 3については、確認されなかった場合は未記入で結構です。

(5)備考欄には、いじめの態様など記入できることがあればお願いします。

- 2 【体罰の状況調査】3学期中において、体罰が確認された場合は、各学年の該当の欄にその数値及び状況を記載してください。

	報告件数 (児童生徒)	確認件数 (管理職)	児童生徒の状況・保護者の状況等
1年			
2年			
3年			
4年			
5年			
6年			

(1)児童生徒から報告があった場合は、管理職が必ず確認し、回答をお願いします。

(2)報告がなかった場合は、報告件数に0(ゼロ)を入力してください。

※3学期終了後、学校教育課まで庁内メールにて送付ください。

平成29年度 いじめの状況調査(1学期) 報告日:7月20日

各校調査時期:6月中旬～7月上旬頃

鴨川市立 小 学校

回答者名学校教育課 福田

- 1 【いじめの状況調査】今年度の1学期中において、いじめが確認された場合は、各学年の該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2	3	4
	いじめが 確認された数	1のうち、問題が解 消し観察中である。	1のうち、現在も継 続指導中である。	備考
1年	3	3	0	
2年	3	3	0	
3年	4	3	1	
4年	15	10	5	
5年	9	9	0	
6年	6	5	1	
	40	33	7	

平成29年度 いじめの状況調査(2学期) 報告日:12月22日

各校調査時期:11月中旬～12月上旬頃

鴨川市立 小 学校

回答者名学校教育課 福田

- 1 【いじめの状況調査】2学期中において、いじめが確認された場合は、各学年の該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2	3	4
	いじめが 確認された数	1のうち、問題が解 消し観察中である。	1のうち、現在も継 続指導中である。	備考
1年	5	5	0	
2年	2	1	1	
3年	8	5	3	
4年	7	2	5	
5年	17	13	4	
6年	9	8	1	
	48	34	14	

1・いじめの認知⇒各学校のアンケート調査等はいじめと確認された案件

2・問題が解消している案件。(3ヶ月以上経過して解決済)

3・問題が解消せず継続して指導しているもの及び解消後3ヶ月未満の案件

平成29年度 いじめの状況調査(1学期)

報告日:7月20日

各校調査時期:6月中旬～7月上旬頃

鴨川市立 中 学校

回答者名 学校教育課 福田

- 1 【いじめの状況調査】今年度の1学期中において、いじめが確認された場合は、各学年の該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2	3	4
	いじめが 確認された数	1のうち、問題が解消し 観察中である。	1のうち、現在も継続指 導中である。	備考
1年	17	14	3	
2年	4	2	2	
3年	3	3	0	
	24	19	5	

平成29年度 いじめの状況調査(2学期)

報告日:12月22日

各校調査時期:11月中旬～12月上旬頃

鴨川市立 中 学校

回答者名 学校教育課 福田

- 1 【いじめの状況調査】2学期中において、いじめが確認された場合は、各学年の該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2	3	4
	いじめが 確認された数	1のうち、問題が解消し 観察中である。	1のうち、現在も継続指 導中である。	備考
1年	6	5	1	
2年	7	7	0	
3年	5	3	2	
	18	15	3	

- 1・いじめの認知⇒各学校のアンケート調査等はいじめと確認された案件
 2・問題が解消している案件。(3ヶ月以上経過して解決済)
 3・問題が解消せず継続して指導しているもの及び解消後3ヶ月未満の案件

平成29年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 江見小学校

担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

本校の校内組織として、「生徒指導委員会」を設けている。原則として毎月1回委員会を招集し、生徒指導に係る課題に関する情報共有と、全職員で共通理解するための対策を話し合っている。

2. 自校のいじめ対策について

職員会議後に生徒指導情報交換会を行い、全教職員から生徒指導に関係する気になる児童についてや、周知しておきたい情報などの交換を行っている。「全ての教職員が全ての学級担任」「チーム江見小」を合言葉に、全教職員が担当する学年を超えて全校児童を見ていこうという方針を確認している。

さらに、年間3回の教育相談期間を設け、1・3学期は学級担任、2学期は希望制で担任以外の教職員も時間を取り、児童の日頃の生活や内面に関することなどについて、丁寧かつ受容的に話を聞いている。その中で気になる情報については、学級担任に伝えたり、生徒指導情報交換会や打ち合わせ等の場において共通理解を図ったりしながら、取り組みを進めている。

また、小さな異変も見逃さないことを心がけ、状況に応じて全校集会を開いて講話を行ったり、学期始め、学期末には生徒指導に関わる話をしたりしている。

学校名 鴨川小学校

担当者 _____

1. 自校のいじめ対策の組織について

名 称 校内いじめ防止対策委員会

構成員 生徒指導主任、学年主任（7）、学校長、教頭、教務、養護教諭

内 容 ・各月1回の委員会を開き、各学年主任が児童の様子や話を聞いたり相談を受けたりしたことを出し合い情報交換し、いじめの未然防止に努める。
・いじめやいじめに発展すると思われる事態が見受けられた場合は、ただちに該当する職員でチームを構成し早急に話し合い、誰がどのような手立てで対応するか決め対応にあたる。

2. 自校のいじめ対策について

◎いじめを未然に防ぐことを第一と考え、以下の取り組みを行っている。

（1）『校内いじめ防止対策委員会』を月1回開き、情報交換と共通理解を図る。

（2）生徒指導及びいじめ防止に関する研修会を学期毎に1回、並びに講師を招き夏季研修会を開き、教職員の意識を高める。※平成29年度は特別支援の内容

（3）『生活ふりかえりアンケート』を児童向けに年2回行い実態把握をする。
例：「友達からいやだな」と思うことをされたことがありますか。

（4）ソーシャルスキル・トレーニングを個と集団（クラス）の両面で行い、社会性を養い、よりよい人間関係が築けるようにする。

（5）教育相談月間を年2月設け、アンケートをもとにした児童との面談を行い、個々の実態を把握する。

（6）『コナンボックス』を設置し、直接話せない悩みを拾い上げる。

（7）『子育て相談日』を月に1回設け、担当者が親の悩みを聞く機会を作り家庭と学校の連携を図る。

平成29年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立東条小学校

担当者

1. 本校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 生徒指導委員会
- (2) 構成員 ◎校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員・部会別学年職員1名
*状況に応じてスクールカウンセラー
- (3) 会開催 毎学期1回及び随時(いじめやいじめの疑いがあった場合)
- (4) 内 容 上記組織は以下の役割を担う。
①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
②いじめの相談、通報の窓口
③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録の共有
④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
*重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することもある。
- (5) 事務局 ◎生徒指導主任・教頭・教務主任・教育相談担当職員・学年主任・養護教諭
※日常的な相談・対応の窓口、組織の中核となる。

2. 本校のいじめ対策について

[未然防止に向けた取り組み]

- (1) いじめ防止の環境づくり
「自己有用感」を感じ取れる絆づくりと居場所づくりの確保
- (2) 「わかる授業」の展開
校内研修の充実やセルフチェックシートによる自己評価
- (3) 道徳教育・体験活動の充実
確実な時数の確保と保護者への授業公開(フリー参観日)
- (4) いじめ防止の啓発活動
全校集会によるいじめゼロ宣言やリーフレットの活用、人権教育の実施
- (5) 指導方針等の周知
学校便りの配布や懇談会にて周知

[いじめの早期発見についての取り組み]

- (1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施
年2回の教育相談期間、定期的なアンケートの実施、HQUの実施
- (2) 授業時間・休み時間・放課後等の観察
アンテナを常に高く保ち、気になる様子は打ち合わせで情報の共有化
- (3) いじめに関する窓口の常設
校内に複数「相談箱」の常設し、情報の収集と把握
- (4) いじめの早期発見と対応に関する研修の実施
SCによる教育相談に関する研修
「衝動的で感情コントロールが難しい子を支援するために」
HQUのコンピューター診断資料の見方・生かし方についての研修

その他

いじめや問題行動等、児童の様子については、月1回の生徒指導連絡会や週1回の打ち合わせの際に担任から全職員に話をし、職員間の情報の共有化を図っている。

[学校いじめ防止基本方針(東条小版)に基づき作成]

平成29年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立西条小学校
担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 校内生徒指導委員会
- (2) 構成員 ◎校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員
低・中・高学年職員1名・養護教諭
- (3) 会開催 毎月1回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）
- (4) 内 容 ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の
作成・実行・検証・修正
②いじめの相談・通報の窓口
③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動にかかわる情報の収集と記録、共有
④いじめの疑いにかかわる情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、児童支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
- (5) 事務局 ◎教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員・養護教諭・（スクールカウンセラー）
※日常的な相談・対応の窓口、組織の中核となる。

2. 自校のいじめ対策について

- (1) いじめの未然防止
 - ・いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) いじめの早期発見と相談・通報
 - ・定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施や観察、いじめに関する窓口の常設により早期発見をし対応にあたる。
- (3) いじめを認知した場合の対応
 - ・いじめ事案に関わる聞き取りを行い、いじめを受けた児童の安心安全の確保と支援体制を組む。
 - ・関係機関と連携を図り、いじめを受けた児童及び保護者のケアや支援を行う。
 - ・再発防止のための指導・啓発、情報提供をする。
- (4) 重大事態への対処
 - ・校長が、市教委を通じて市長（教育長）へ報告を行い、上記（3）の対応をとる。
- (5) 公表、点検、評価等
 - ・毎年、年度始めに見直し、学校いじめ防止基本方針を公表する。
 - ・いじめ事案への取り組みの評価・分析を行う。

その他

今年度は、積極的生徒指導の視点から学期に1回全職員で生徒指導委員会を行っている。1学期は「スクールカウンセラーの講話」、2学期は「学級集団作りの実技研修」を行った。3学期は「事例報告会」を行う予定である。いじめや問題行動が起こってからの対応だけでなく、いじめや問題行動を起こさないという職員の意識喚起にも重点をおいている。

平成29年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立田原小学校
担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

○いじめ防止対策委員会を中心に田原小学校の全ての児童が安心して学校生活が送れるようにするための対策を総合的かつ効果的に推進している。

2. 自校のいじめ対策について

○毎月行われる生徒指導委員会の中で、いじめ問題や他の生徒指導上の問題や問題傾向のある児童について話し合い、共通理解をする。

- ①ささいな情報でもメモをすることを徹底する。
- ②管理職にその情報を必ず報告する。
- ③全学年からいじめと認知されるものについて、情報を報告し合う。

平成29年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立長狭小学校

担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

○名称・・・いじめ防止対策委員会

○構成員・・・校長 小教頭 中教頭 生徒指導主事 生徒指導主任 教育相談担当
長欠指導担当 小養護教諭 中養護教諭 特別支援コーディネーター
スクールカウンセラー

2. 自校のいじめ対策について

○毎週1回(水曜5校時)定期的にいじめ防止対策委員会を開催している。小中合同で情報交換を行い、直近の職員会議で報告の機会を持ち、全職員での共通理解を図る。

○いじめの訴えや兆候が確認されたら、このいじめ防止対策委員会でまず、対応策を検討し、全職員に伝え、共通の指導をしていく。

○緊急を要する場合は、このいじめ防止対策委員会を待たずに、随時担当で会合を開き(小中別対応で差し支えない場合が多い)対応をする。その後、いじめ防止対策委員会で報告し、全職員へ降ろし全職員共通理解のもと経過観察と指導を行っていく。

平成29年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立長狭中学校
担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

- 名称・・・いじめ防止対策委員会
- 構成員・・・校長 小教頭 中教頭 生徒指導主事 生徒指導主任 教育相談担当
長欠指導担当 小養護教諭 中養護教諭 特別支援コーディネーター
スクールカウンセラー

2. 自校のいじめ対策について

- 毎週1回(水曜5校時)定期的にいじめ防止対策委員会を開催している。小中合同で情交換を行い、直近の職員会議で報告の機会を持ち、全職員での共通理解を図る。
- いじめの訴えや兆候が確認されたら、このいじめ防止対策委員会ですまず、対応策を検討し、全職員に伝え、共通の指導をしていく。
- 緊急を要する場合は、このいじめ防止対策委員会を待たずに、随時担当で会合を開き(小中別対応で差し支えない場合が多い)対応をする。その後、いじめ防止対策委員会で報告し、全職員へ降ろし全職員共通理解のもと経過観察と指導を行っていく。

その他

- スマートフォンやSNSの使い方を間違えてしまえば、加害者にも被害者にもなりうることの指導を引き続き行っていく。

平成29年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 天津小学校

担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 校内いじめ防止対策委員会
- (2) 構 成 員 ○校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員
低高代表職員1名・養護教諭・(スクールカウンセラー)等
- (3) 会 開 催 学期1回及び随時(いじめやいじめの疑いがあった場合)
- (4) 内 容 上記組織は以下の役割を担う。
 - ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ②いじめの相談、通報の窓口
 - ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有
 - ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

*重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することもある。
- (5) 事務局 ○教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員・養護教諭・(スクールカウンセラー)等
※日常的な相談・対応の窓口、組織の中核となる。

2. 自校のいじめ対策について

○いじめの未然防止について

- (1) いじめ防止の環境づくり
 - ①主体的に取り組む協同的な活動を通して他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童全員が感じとれる絆づくりの推進
 - ②授業や行事の中でどの児童も落ち着ける居場所づくりの確保
- (2) 「わかる授業」の展開
 - ①セルフチェックシートによる授業の自己評価を月1回程度実施
- (3) 道徳教育・体験活動の充実
 - ①道徳授業の完全実施及び授業の相互参観による道徳授業の充実
 - ②異学年交流の実施(遠足、集会、給食等)
- (4) いじめ防止の啓発活動
 - ①児童会主催の集会等で、いじめ防止を訴える企画を実施
 - ②人権作文の積極的な応募
 - ③サイバー犯罪等の講習会を開催し、インターネットを使ったいじめ等に関心を持たせ、いじめ防止に努める。
 - ④人権擁護委員と共同で、いじめのない学校づくりの啓発に努める。
- (5) 指導方針等の周知

以下の3点を児童及び家庭へ学校だよりの配布やPTA総会や懇談会にて周知

 - ①いじめに対して厳正に対応すること
 - ②いじめの軽重に関わらず、全教職員の情報共有及び関係児童の保護者へ事実と指導について連絡すること

- ③重大事態については、いじめを受けた児童を徹底して守り通すという観点から、警察と連携した対応をとること

○いじめの早期発見と相談・通報について

- (1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施
 - ①いじめの状況把握のために定期的なアンケートの実施と集計分析
(インターネットに通じたいじめについての質問項目を含む)
 - ②年間3回(6月, 11月, 2月)の教育相談期間を設け、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (2) 授業時間・休み時間・放課後等の観察
 - ①昼休み等授業時間外の児童の人間関係を観察するなど、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (3) いじめに関する窓口の常設
- (4) いじめの早期発見と対応に関する研修の実施

○いじめを認知した場合の対応について

- (1) いじめ事案に関わる聞き取り
- (2) いじめを受けた児童生徒の安心安全の確保と支援体制
 - ①聞き取りにより確認した内容に基づき、いじめを受けた児童の希望を考慮しながら、校内いじめ防止対策委員会事務局は安心安全の確保の方法(いじめを行った児童への指導・いじめを行った児童との隔離・いじめを行った児童の保護者への指導の依頼)を検討し、速やかに実行する。
- (3) 家庭や関係機関、専門家と協力体制の構築
 - ①関係児童の保護者へ当該いじめ事案に関わる事実を連絡するとともに、家庭の協力を依頼する。
 - ②学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、ためらうことなく早期に警察や児童相談所等の関係機関に相談する。その際、個人情報の保護については十分留意する。
- (4) いじめを受けた児童及びその保護者のケアや支援いじめ被害者の心理を理解した対応を心がける。
- (5) 再発防止のための指導・啓発
いじめを受けた児童、いじめを行った児童、観衆等となっていた児童への対応
- (6) いじめ事案に関わる情報提供

3. いじめ問題における自校の現状について

- (1) 同級生にいじめられると感じていることが原因で、7月より登校しぶりをしている児童がいる。保護者と話し合いを重ねながら対応を工夫している。その結果、学校で過ごす時間が増え、教室に入って授業を受けることも多くなっている。安房東中のスクールカウンセラーとの面談や亀田クリニックの小児科のカウンセリングを受けている。小児科の医師を含め、現状の対応を継続するようにと指導を受けている。
- (2) 下学年が上学年にあだ名をつけて呼ぶ。
それぞれの該当学年の担任が児童に聞き取りを行って指導をするとともに、校長が下学年に全体指導を行った。

4. その他

平成29年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 小湊小学校

担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

名称：校内いじめ防止対策委員会

構成：◎校長 ○教頭

・教務主任 ・生徒指導主任 ・教育相談担当 ・養護教諭

・低・高学年代表1名（生徒指導主任・教育相談担当と兼ねてよい）

開催：毎月1回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合に開催）

2. 自校のいじめ対策について

（小湊小学校いじめ防止基本方針より抜粋）

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

（1）いじめ防止の環境づくり

①主体的に取り組む協同的な活動を通して他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童全員が感じとれる絆づくりの推進

②授業や行事の中でどの児童も落ち着ける居場所づくりの確保

（2）「わかる授業」の展開

①週指導記録簿における教職員の実質的有效活用と管理職の指導の充実

②「授業錬磨の公開日」を活用した教材研究と指導案検討による校内研修の充実

③セルフチェックシートによる授業の自己評価を週1回程度実施

④ICTの活用・学習コーナーの活用

⑤特別に支援を必要とする児童への支援

⑥生徒指導の機能を生かした授業の実践

（3）道徳教育・体験活動の充実

①道徳授業の完全実施及び授業の相互参観による道徳授業の充実

②交流教育の実施…縦割り班活動：遠足、集会、給食等

…2園3校の交流（安房東中区）

…居住地校交流

…天津わかしお学校との交流

③学級活動におけるソーシャルスキルトレーニングの実施

④ピア・サポートの活用

（4）いじめ防止の啓発活動

①児童会（計画委員会）主催の集会等で、人とのかかわりや一人一人の大切さを考える企画を実施。

②人とのかかわりや一人一人の大切さを考える機会の設定（明るい社会づくり作文・標語・青少年健全育成作文・標語等の積極的な応募）

(5) 指導方針等の周知

以下の3点を、学校だよりの配布やPTA総会や懇談会にて児童及び家庭へ周知

- ①いじめに対して厳正に対応すること
- ②いじめの軽重にかかわらず、全教職員の情報共有及び関係児童の保護者へ事実と指導について連絡すること
- ③重大事態については、いじめを受けた児童を徹底して守り通すという観点から、警察と連携した対応をとること

1. 自校のいじめ対策の組織について

- (1) 名称 校内いじめ防止対策委員会(生徒指導委員会がこれを兼ねる)
- (2) 構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭・(スクールカウンセラー)等
- (3) 会開催 毎週1回, 確認の場を設定する。但し, いじめやいじめの疑いがあった場合は随時実施する。
- (4) 内容 上記組織は以下の役割を担う。
 - ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ②いじめの相談, 通報の窓口
 - ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録, 共有
 - ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて, いじめの情報の迅速な共有, 関係のある生徒への事実関係の聴取, 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

*重大事態の調査を行う場合は, 本組織を母体としつつ, 当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することもある。

(5) 事務局

◎教頭・生徒指導主事

外部諸機関との連絡調整や日常的な相談・対応の窓口, 組織の中核となる。

2. 自校のいじめ対策について

(1) いじめの未然防止について

いじめは, どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ, 全ての生徒を対象に, いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

①いじめ防止の環境づくり

ア 主体的に取り組む協同的な活動を通して他者から認められ, 他者の役に立っているという「自己有用感」を生徒全員が感じとれる人間関係づくり・絆づくりの推進

イ 授業や行事の中で, どの生徒も落ち着ける居場所づくりの確保

②「わかる授業」の展開

ア 指導記録簿等における教職員の実質的有効活用と管理職の指導の充実

イ 「授業錬磨の公開日」を活用した教材研究と指導案検討による校内研修の充実

ウ セルフチェックシートによる授業の自己評価の実施

③道徳教育・体験活動の充実

ア 道徳授業の完全実施及び授業の相互参観による道徳授業の充実

イ 異学年交流の実施

(シスター合唱・体育祭の応援・生徒会活動・集会等)

ウ 学級活動におけるソーシャルスキルトレーニングの実施

エ ピア・サポートの活用

④いじめ防止の啓発活動

ア 生徒集会や全校集会等で, 全校生徒へのいじめ防止を訴える活動を実施。

イ 人権作文への積極的な応募

⑤指導方針等の周知

以下について生徒及び家庭へ周知(学校だよりの配布・PTA総会・懇談会等)

ア いじめに対して厳正に対応すること

イ いじめの軽重に関わらず, 全教職員の情報共有及び関係生徒の保護者へ事実と指導について連絡すること

ウ 重大事態については, いじめを受けた生徒を徹底して守り通すという観点から, 警察と連携した対応をとること

(2) いじめの早期発見と相談・通報について

①定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施

ア いじめの状況把握のために年間3回(7月・12月・3月)のアンケートの実施と集計分析

(インターネットに関連したいじめについての質問項目を含む)

イ 日常の相談活動を充実させ, 年間2回(6月・10月)の教育相談期間を設け,

生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

②授業時間・休み時間・放課後等の観察

ア 昼休みや放課後等の授業時間外の生徒の様子から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう生徒の観察、情報収集に努める。

イ 部活動での生徒の様子について、職員間の連携を密に全職員で情報を共有する。

③いじめに関する窓口の充実と推進

ア 校内いじめ防止対策委員会事務局による日常的な相談・対応の窓口としての調整と活動の充実と推進を図る。

イ 「相談箱」等を設置し、いじめに関わる情報の収集と把握に努める。

ウ 全教職員がいじめに関する相談窓口であるという認識を持つように管理職が校内研修等を通して指導する。

④いじめの早期発見と対応に関する研修の実施

ア いじめ防止対策や対応に関わる研修を校内研修の年間計画に位置づけ、計画的に実施する。

イ 事例検討会を実施し、防止対策や対応に関わる研鑽を積む。

⑤ネットやメールによるいじめの早期発見と外部諸機関との連携

ア ネットによる裏サイトへの書き込みやメールによる誹謗中傷等、インターネットをつかってのいじめの早期発見に努める。

イ 警察やネットパトロールなど外部専門機関との連携を図り、幅広い対応を図っていく。

(3) いじめを認知した場合の対応について

①いじめ事案に関わる聞き取り

いじめ事案に関わる聞き取りについては、以下の点について配慮する。

ア 聴取の体制としては2人以上で対応する。

イ 記録の保存については手書き、パソコンでまとめたもの両方を残す。

ウ 聴取時間や聴取場所の環境、休憩や食事時間等、適切に配慮する。

エ 暴言や威圧等の不適切な聴取方法は行わない。

②いじめを受けた生徒の安心安全の確保と支援体制

ア 聞き取りにより確認した内容に基づき、いじめを受けた生徒の希望を考慮しながら、校内いじめ防止対策委員会事務局は安心安全の確保の方法（いじめを行った生徒への指導・いじめを行った生徒との隔離・いじめを行った生徒の保護者への指導の依頼）を検討し、速やかに実行する。

イ 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた生徒の安心安全を確保し続けるための支援体制（事務局が中心となって、担任等とともに、監視・相談体制の説明・保護者の協力依頼等）を、いじめを受けた生徒とその保護者の了解のもと、すぐに構築する。

③家庭や関係機関、専門家と協力体制の構築

ア 関係生徒の保護者へ当該いじめ事案に関わる事実を、保護者へ連絡するとともに、家庭の協力を依頼する。

イ 学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、ためらうことなく早期に警察や児童相談所等の関係機関に相談する。その際、個人情報の保護については十分留意する。

④いじめを受けた生徒及びその保護者のケアや支援、いじめ被害者の心理を理解した対応を心がける。

ア いじめを受けた生徒の安心安全を確保し続けるための支援体制を維持するとともに、いじめを受けた生徒の心理的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができるようにする。

イ いじめを受けた生徒の保護者のその後の相談にも真摯に対応することを伝えるとともに、今後の指導内容・方法について、いじめを受けた生徒及び保護者と協議し、その結果に基づき指導を行う。

⑤再発防止のための指導・啓発

いじめを受けた生徒

ア 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた生徒の心理的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができることを積極的に声かけする。

イ 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを行った生徒からのいじめを受けないように措置する。また、同じ生徒からいじめや威圧を受けた場合やその不安を感じ

た場合は、速やかに事務局へ知らせるように指示するとともに、いじめを受けた生徒の安心安全を確保するために十分な対応をするという意志を伝える。

いじめを行った生徒

- ア 校内いじめ防止対策委員会は、「いじめは、いじめを受けた生徒の教を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを確実に伝え、反省する機会を設ける。
- イ 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを行った事実と家庭の協力を求めること・必要に応じて関係機関へ連絡することを、当該生徒の保護者に連絡することを伝え、自分のしたことに対する重大性を感じさせる取組を行う。

観衆等となっていた生徒

- ア 校内いじめ防止対策委員会は、「いじめは、どの生徒・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える生徒はいない。学校はいじめの問題にかかわる対象を全生徒と考える」ことを、観衆等となっていた生徒へしっかり伝え、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。
- イ 校内いじめ防止対策委員会は、「いじめゼロ宣言」を活用し、「話す勇気」について、相談、通報は適切な行為であり、卑怯な行為ではないと説明し、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。
- ⑥ いじめ事案に関わる情報提供
- ア 校内いじめ防止対策委員会は、いじめの状況によって関係機関に情報提供を行い、情報の共有を図る。

⑦ 具体的ないじめの態様の例

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(4) 重大事態への対処について

① 重大事態とは

- ア ① 生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- イ ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

【生命・身体又は財産に重大な被害】

【相当な期間】

- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ・年間30日間

② 校長は、重大事態の発生について、市教委を通じて市長（教育長）へ 報告と対応（「5 いじめを認知した場合の対応について」と同様）

※生徒・保護者から「いじめにより重大事態に至った」との申し出があった場合は、重大事態か否かの判断に関わらず、報告をする。

【第一報】：認知・申し立て受理後の連絡経路（迅速に）

発見者・受理者

→ 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事

→ 校長・教頭 → 市教委

→ （必要に応じて）医療機関・警察関係機関等

【第二報】：第一報後の書面を通じた連絡経路

校長・教頭
報告書の内容

→ 担当者へ報告書作成指示 → 校長 → 市教委

ア いつ (いつ頃から) イ 誰が ウ 誰から
エ どんないじめか オ 認知後の学校の対応
(誰が、誰に、どのような対応をして、どのような結果になったか、今後の対策を
どうするか 等)

※いじめを受けた生徒の身体的状態によっては、事故報告も提出する。

(事故報告の第一報も含む)

作成手順 担当者の聞き取り等 → 事実確認 → 書面 → 校長・教頭の確認

③第一報により教育長が判断した重大事態の調査主体に基づき、調査組織が客観的
事実関係を明らかにするための調査を行う。

ア「調査主体＝学校下の組織」の場合

・ 名称 校内いじめ対策委員会

・ 構成員

教頭・生徒指導主事・教務主任・各学年生徒指導担当

養護教諭・スクールカウンセラー

※ 協力員・・・PTA役員・学校評議員・学校医 等

「調査主体＝鴨川市下の組織」の場合

・ 名称 鴨川市子ども安全対策センター

・ 構成員

教育次長・市教委学校教育課長、指導主事

当該校教頭・生徒指導主事・教務主任

鴨川市福祉課家庭相談員・スクールカウンセラー等

イ調査方法

○いじめを受けた生徒からの聞き取り

○いじめを行った生徒からの聞き取り

○関係した生徒、見ていた生徒等からの聞き取り等

○個人的な関係によるものでない場合、アンケート調査

ウ調査内容

「いつ(いつ頃から)、誰が、誰から、どんな」

「いじめを生んだ背景・事情」

「生徒の人間関係」、「認知後の学校の対応」

(5) 公表、点検、評価等について

①学校いじめ防止基本方針の公表

ア 生徒や保護者・地域に対して、その趣旨や理解してもらいたい点について、期
末PTAや学校行事を利用して説明する。

イ 学校HPにおいて公表する。

ウ 学校いじめ防止基本方針を掲載した学校だよりを、各家庭へ配布する。

②いじめ事案への取組の評価・分析

ア 取組評価アンケートや学校評価の分析結果について、校内研修等の時間を活用
して改善点等について周知を図る。

(校内研修において取組評価アンケート分析をすべての教職員で行うことも考え
られる。)

イ 学校評議員による取組の評価と分析

③学校いじめ防止基本方針の見直し

ア毎年、年度初めにはその年度の「学校基本方針」の確認(変更点がな
い場合でも)を行い、新しく異動してきた教職員にも周知を図る。

3. 自校のいじめ対策について

(1) 毎学期の調査の結果、数名の事案がある。その場合は、すぐに担任に確認→学年
の生徒指導担当に確認→生徒指導委員会に報告及び対策の確認→事後指導(場合によ
っては家庭連絡)

(2) 日常生活の中で、わかった事案については、担任確認又は気が付いた職員→担任
又は学年の生徒指導担当に確認→生徒指導委員会に報告及び対策の確認→事後指導
(場合によっては家庭連絡)

(3) 緊急を要する事案については、生徒指導委員会を開き、対応を確認し、上記(4)
重大事態への対処についての流れで対応。

平成29年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 安房東中学校
担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

○生徒指導委員会（長欠、いじめ対策）毎月2回、金曜日に実施している。

校長、教頭、各学年生徒指導担当、養護教諭、SC

※生徒指導委員会のメンバーが、校内いじめ防止対策委員会のメンバーとなっている。

2. 自校のいじめ対策について

○定期的なアンケート調査

・每学期定期的なアンケート調査の実施。

・方法は、アンケート用紙を封筒に入れて持ち帰り、家庭でアンケートを行い封筒に入れて回収している。

○教育相談・面談の実施

・年間3回（6月、11月、2月）の教育相談期間を設け、生徒の訴えや、変化を捉えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

・全校生徒が年に1回は、スクールカウンセラーとの面談ができるよう調整する。

・毎日の記録ノートから得た情報の活用や、日常的な観察で気になった生徒との面談や、保護者面談等を実施し、いじめの早期発見・相談に努める。

○生徒・保護者への啓発活動

・掲示物、学校だより、学年だより等による情報発信を行う。

・新入生保護者を対象に携帯の安全な使い方について指導を入学時に行う。

・情報モラル向上のため、生徒対象の情報教育を総合的な学習の時間に位置づける。

○豊かな心を育む取り組みについて

・小中連携での「あいさつ・反応・清掃」の充実を図り、お互いを大切にできる言語環境を整える。

・鴨川市との連携による各種施策を積極的に活用する。

（人権教室の毎年開催、人権ポスター原画コンテスト、人権作文コンテストへの参加）

○授業における取り組みについて

・生徒指導の機能をいかした「わかる授業」の展開を大切にし、自己有用感を高める。

・グループ学習を積極的に取り入れ、コミュニケーション能力の向上を図る。